

社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬・費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第18条第1項の規定による理事、監事をいう。
- (2) 評議員 定款第6条第1項の規定による評議員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員 定款第7条第2項の規定による評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定める者のうち、常勤の行政特別職、行政職員及び本会職員は報酬を支給しない。

(報酬の支給の始期)

第4条 別表中月額及び1回の報酬に該当することとなった者は、その職に就いた日から報酬を支給する。

- 2 前項に定める者が、任期満了、辞職、失職、除名の場合又は死亡した場合には、その日までの報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は会議出席等、法人の業務を行う都度支給する。

- 2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

(公表)

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から適用する。

別表（第3条、第4条、第6条関係）

	役 職 名	報 酬 の 額	費 用 弁 償
役 員	会 長	月額 50,000円	社会福祉法人揖斐川町 社会福祉協議会職員等 の旅費に関する規程に 基づく旅費額に相当す る額
	副 会 長	1回 4,000円	
	理 事	1回 4,000円	
	監 事	1回 4,000円	
評 議 員	評 議 員	1回 4,000円	
評 議 員 選 任 委 員	評議員選任・ 解任委員	1回 4,000円	